

第5回 武力攻撃災害への対処 その1

山下塾第5回講座のテーマは、「武力攻撃災害への対処」です。
説明項目はスライドにお示ししている通りです。



第5回講座
武力攻撃災害への対処(その1)

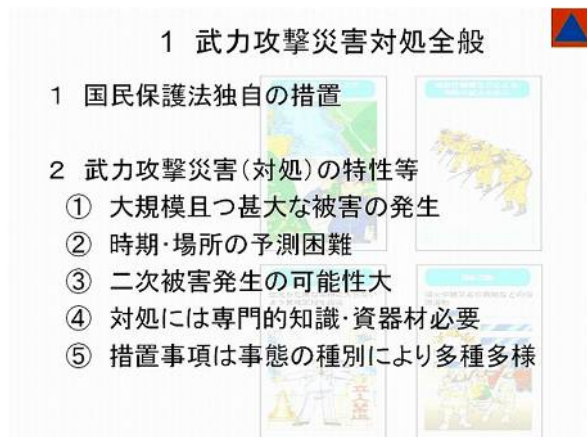
- 武力攻撃災害への対処全般
- 生活関連施設等の安全確保措置
 - 措置一般
 - 危険物質等
 - 石油コンビナート
 - 武力攻撃原子力災害(その2)
- NBC攻撃による災害への対処
 - 対処全般
 - 各別の対処事項
- その他の措置事項
 - 立入制限区域・警戒区域の設定・退避の指示、
 - 消火活動及び救助・救急活動

* 参考資料



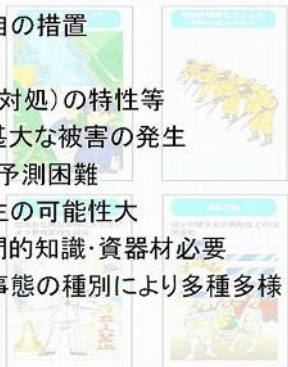
武力攻撃災害は言うまでもなく、武力攻撃に関連した災害であり、災害対処措置は国民保護法独自の措置であることを先ず認識して頂きたいと思います。

武力攻撃災害及び同対処の特性はスライドの通りです。



1 武力攻撃災害対処全般

- 国民保護法独自の措置
- 武力攻撃災害(対処)の特性等
 - 大規模且つ甚大な被害の発生
 - 時期・場所の予測困難
 - 二次被害発生の可能性大
 - 対処には専門的知識・資器材必要
 - 措置事項は事態の種別により多種多様




武力攻撃災害の防除及び軽減の措置事項は事態・事案の種別によって異なりますが、共通的事項をスライドに示しています。

1 武力攻撃災害対処全般(続)

3 目的:武力攻撃災害の防除及び軽減

4 共通の措置事項

- ① 国
自ら必要な措置、知事に対する指示
- ② 知事
対策本部長に対する専門の部隊派遣要請
- ③ 地方公共団体
退避の指示、警戒区域の設定等を計画
- ④ 兆候発見者の通報義務
- ⑤ 緊急通報の発令(知事が発令)、通報、放送
- ⑥ 市町村長等の応急措置
(施設物件等の除去等、退避の指示等、応急公用負担等、警戒区域の設定)



武力攻撃事態においては生活関連等施設は攻撃目標になり得るし、攻撃された場合には住民の生活に多大な影響を及ぼします。

そのため、生活関連等施設の安全確保は重要です。生活関連等施設の範囲はスライドの通りです。

対象となる安全確保施設の種類により、措置事項が異なりますが、まずは共通の事項を確認しましょう。このような重要施設は無限にあるとも考えられるので、完全な安全確保は相当に厳しいのでしょうか。


2 生活関連等施設の安全確保

(1) 生活関連等施設の範囲

発電所、ガス発生設備、浄水設備、ダム、
危険物質等貯蔵施設(毒物、火薬類、核物質等、
細菌兵器関連毒素、化学兵器関連特定物質等)

(2) 共通措置事項

- ・ 関連法令による措置
- ・ 警備の強化等
- ・ 立入制限区域等の設定
- ・ 具体的措置事項
施設の巡回、警備員の増員、
警察との連携強化、
防災体制の充実等




T I C (toxic industrial chemical) と言われる工業用毒性化学物質をはじめとして危険物質はわれわれの身近に大量に存在するが、通常はそれらは厳重に管理されているので安全であるが、武力攻撃事態においては、それらに起因する災害が発生する可能性も無きにしも非ずである。

個々の関連する法令に基づく規制措置のほか、②に示すような措置がとられることがある。

2(3)危険物質等に係る
武力攻撃災害の防止及び防除
(危険物質は、身近に大量存在)

- ① 既存の各法令に基づく規制措置
- ② 取扱者に対し
取扱所の使用の停止又は制限、製造等の
一時禁止または制限、所在場所の変更
又は廃棄等
- ③ 警備の強化
- ④ 管理状況報告




生活関連施設等の2番目は、石油コンビナートである。

日本には現在15箇所の石油コンビナートがあると言われている。これらは、石コン法により災害防止の措置が講じられるのは当然であるが、その他の措置としてはスライドに示すような事項がある。

2(4)石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の
発生防止

- ① 既存法令(石コン法)に基づく措置
- ② 石油コンビナート等特別防災区域
内の特定事業者：
 - ・ 武力攻撃災害への対処をも考慮した
維持管理
 - ・ 周辺事業所との協力による拡大防止
- ③ 地方公共団体：石油コンビナート等現
地対策本部の設置等の体制



石コン法：石油コンビナート等災害防止法

原子力事業所については、生活関連施設としての安全確保措置の他、防災基本計画(原子力災害対策編)の定めと同様の措置を講ずる。

現在稼働中の原子力発電所は17であり、稼働していないものが2、建設中が1、計画
中が2と言う状況であり、電力供給の30%は原発である。

原子力災害の特性に鑑み、スライドに示すような措置が講じられる。

2(5) 武力攻撃原子力災害への対処



① 生活関連施設等としての安全確保の

ほか「原災法」に基づく応急対策の実施

- ・ 応急対策実施区域の設定
- ・ 避難の指示等

原災法: 原子力災害対策
特別措置法

② 所要の体制の整備

③ 応急対策の実施に係る公示

④ 活動体制

現地対策本部をオフサイトセンターに設置

モニタリング

原子炉の運転停止



2(5) 武力攻撃原子力災害への対処(続)



⑤ 住民

指示に基づき安定ヨウ素剤の服用

⑥ 汚染食料品に対する出荷規制・摂取制限

知事: 代替飲食物の供給等に配慮しつつ、
規制・制限を実施

